

ツシマウラボシシジミ
保護増殖事業計画

平成 29 年 10 月 6 日

農林水産省

環 境 省

ツシマウラボシシジミ保護増殖事業計画

平成 29 年 10 月 6 日
農林水産省
環境省

第 1 事業の目標

ツシマウラボシシジミは、シジミチョウ科に属するチョウの一種で、国内では長崎県対馬のみに分布し、おもに沢沿いのスギ植林地や広葉樹林の林床などに生息する。

成長に伴って林冠が閉鎖した人工林については、林床が暗くなることによりヌスピトハギ、ケヤブハギなどの食草の生育に影響が生じており、また、食草にはツシマジカによる強い捕食圧が掛かるなど、本種の生息環境が悪化し、個体の確認が困難になっている。

本事業は、本種の各個体群の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえて、本種の生息に必要な環境の維持・改善及び違法捕獲防止対策を図るとともに、人工繁殖及び再導入を実施すること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第 2 事業の区域

長崎県対馬の本種の生息地（かつて生息地であった地域を含む。）並びに第 3 の 3 における飼育及び人工繁殖等を行う区域

第 3 事業の内容

1 生息状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、必要に応じて、次の調査等を実施する。また、この結果、生息状況に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査を実施する等、本種の保存に資する対策を講ずる。

（1）生息状況等の調査及びモニタリング

現在生息が確認されている地域においては、本種の生息域、生息密度等の生息状況を把握するための調査を行い、その動向について定期的なモニタリングを行う。また、かつて生息が確認されていた地域においても、生息確認のための調査を行う。

あわせて、本種の自然条件下での生活史や繁殖様式等の生物学的特性の把握に向けた調査を行う。

(2) 生息環境の調査及びモニタリング

生息地及びその周辺における植生、地形、気象等の生息環境の変化を把握するための調査を行い、その変化について定期的なモニタリングを行う。

また、本種の餌資源であるヌスピトハギ、ケヤブハギ等の生育、開花状況等及びこれらの植物の生育に影響を与えると考えられるツシマジカの分布状況等を把握する。

(3) 個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

植生等の変化等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因について把握するとともに、必要に応じてその影響についてモニタリングを行う。

2 生息地における生息環境の維持及び改善

本種が自然状態で安定的に存続するためには、本種に好適な生息環境を含む生態系全体を健全に保つことが必要である。特に、本種の成育には、ヌスピトハギ、ケヤブハギ等の食草が欠かせないことから、これらの草本の保全が重要となる。現存する生息地の多くは、これらの草本が分布する人工林を中心であるが、成長に伴う林冠の閉鎖により、林床照度が低下し、食草の生育に影響が生じている。また、ツシマジカの食害による直接的な食草の減少も生じており、本種の生息に適した環境が失われつつある。

このため、本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言に基づき、1で得られた知見等を十分に踏まえた上で対応策を検討し、本種の生息に適した環境の維持及び改善のために、生息地及びその周辺地域における協力体制を確立しつつ、必要に応じて、次の取組を行う。

なお、本種の生息地における土地利用及び開発等の実施に際しては、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮がなされるよう努める。

(1) 森林環境の維持及び回復

本種の食草であるヌスピトハギ、ケヤブハギ等の生育する森林環境の維持及び回復を図るため、間伐、枝打ち等人工林の適正な森林整備を推進するとともに、実施に際しては、森林所有者において本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮がなされるよう努める。

(2) 食草の保護及び植栽

本種の安定的な生息を図る上で重要な地域を抽出し、ツシマジカによる食草の食害が確認された場所には侵入の防止等の対策を講ずるとともに、食草の植栽が必要な場所には植栽を行う等必要な対策を講じ、良好な生息環境が広い面積で維持されるよう努める。また、発生時期によって本種の利用する食草が異なることから、植栽後の管理を適正に行う。

3 飼育下繁殖及び野生復帰の実施

本種の保存は、2の生息地における取組を基本とするが、生息環境の急激な悪化等により本種の野生個体がほとんど確認できなくなっている状況を改善するため、必要性を十分に検討した上で、2の生息地における取組と平行して、本種の飼育下繁殖と野生復帰（補強）を実施し、野生個体群の回復を図る。飼育下繁殖及び野生復帰の実施に当たって、本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言を踏まえ、本種の遺伝的多様性や生態的な影響に留意する。このため、野生復帰させた地域においては、1の（1）によるモニタリングを実施し、生息状況等の把握を行う。

また、本種の生態等の科学的知見の収集及び飼育下繁殖技術の向上に努めるとともに、生息状況の急激な悪化等に対処できるよう、複数の施設において飼育下個体群を維持する。

4 生息地における違法な捕獲等の防止

愛好家等による違法な捕獲を防止するため、生息地における監視や普及啓発等を行う。また、個体の違法な譲渡し等についても、情報収集に努める。

5 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係地方公共団体、様々な事業活動を行う事業者、関係地域の住民をはじめとする国民等の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保護に対する配慮及び協力を働きかけるとともに、関係地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保護活動に参画する保護活動団体、関係地域の住民等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。